

2011年 外国人登録者数総数上位100自治体

	市区町村名	登録者総数
1	新宿区	33,433
2	大阪市生野区	29,549
3	江戸川区	24,120
4	足立区	23,135
5	川口市	21,624
6	江東区	20,689
7	豊島区	20,078
8	港区	20,068
9	大田区	18,409
10	板橋区	17,226
11	東大阪市	17,149
12	豊橋市	15,819
13	荒川区	15,753
14	世田谷区	15,704
15	横浜市中区	15,352
16	北区	14,950
17	葛飾区	14,132
18	豊田市	13,998
19	練馬区	13,195
20	台東区	12,674
21	市川市	12,166
22	神戸市中央区	12,079
23	尼崎市	11,585
24	船橋市	11,530
25	品川区	11,447
26	中野区	11,343
27	松戸市	11,306
28	川崎市川崎区	11,077
29	杉並区	10,734
30	浜松市中区	10,643
31	伊勢崎市	10,368
32	姫路市	10,323
33	岡崎市	9,906
34	渋谷区	9,821
35	札幌市	9,658
36	墨田区	9,607
37	横浜市鶴見区	9,321
38	仙台市	9,287
39	八王子市	9,085
40	岐阜市	8,795
41	京都市伏見区	8,394
42	四日市市	8,332
43	鈴鹿市	8,164
44	津市	8,092
45	名古屋市中区	7,743
46	小牧市	7,714
47	横浜市南区	7,620
48	福岡市東区	7,533
49	大阪市平野区	7,496
50	つくば市	7,467

	市区町村名	登録者総数
51	目黒区	7,413
52	大阪市中央区	7,386
53	宇都宮市	7,362
54	文京区	7,355
55	太田市	7,258
56	大阪市東成区	7,164
57	神戸市長田区	7,161
58	名古屋市港区	7,102
59	大阪市西成区	6,899
60	磐田市	6,835
61	八尾市	6,757
62	福山市	6,440
63	西宮市	6,379
64	岡山市北区	6,182
65	兵庫県大泉町	6,150
66	京都市左京区	6,126
67	京都市南区	5,947
68	大和市	5,934
69	春日井市	5,907
70	柏市	5,756
71	可児市	5,683
72	千葉市中央区	5,657
73	大阪市東淀川区	5,647
74	千葉市美浜区	5,645
75	大阪市浪速区	5,627
76	福岡市博多区	5,616
77	藤沢市	5,612
78	厚木市	5,581
79	京都市右京区	5,518
80	安城市	5,480
81	甲府市	5,452
82	豊川市	5,387
83	西尾市	5,385
84	名古屋市中川区	5,367
85	大阪市淀川区	5,361
86	倉敷市	5,360
87	富山市	5,288
88	大垣市	5,194
89	市原市	5,137
90	町田市	5,068
91	横浜市港北区	5,061
92	富士市	5,054
93	神戸市東灘区	5,043
94	小山市	5,037
95	中央区	4,984
96	仙台市青葉区	4,982
97	大阪市城東区	4,952
98	横浜市神奈川区	4,923
99	名古屋市中区	4,869
100	一宮市	4,866

入国管理局統計 2011年「第8表(別表) 外国人登録者数総数上位100自治体」より作成。

<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001089591>

外国人登録者市(区)町村別主要国籍(出身地)別人員調査表(2011(平成23)年12月31日現在)

※神奈川県データを基に加筆作成。

国籍数 161カ国

	全体人口	外国人比率	順位(比率)	全国籍合計	順位(人口)	中国	韓国・朝鮮	フィリピン	ブラジル	ペルー	ベトナム	米国	タイ	インド	英国	インドネシア	カンボジア	スリランカ	その他148カ国
県合計	9,060,257	2.20		199,018		56,096	32,372	18,426	10,257	7,459	6,157	5,033	3,875	3,290	1,671	1,631	1,559	1,412	18,655
横浜市	3,691,240	2.09	6	77,295	1	33,577	14,979	6,777	2,880	1,480	1,884	2,386	1,465	1,433	907	777	333	377	8,040
鶴見区	274,415	3.51		9,630		3,306	1,801	1,057	1,255	496	112	132	125	214	47	69	2	39	975
神奈川区	232,943	2.11		4,912		2,259	1,115	386	80	32	72	174	54	63	40	42	11	45	539
西区	95,986	3.76		3,606		1,796	676	192	23	45	11	128	70	43	100	44		8	470
中区	145,863	10.60		15,467		8,987	2,515	731	118	40	25	695	293	317	326	43	22	7	1,348
南区	195,192	3.93		7,671		3,656	1,764	1,048	23	64	41	103	245	113	41	81	1	23	468
港南区	220,128	0.98		2,152		837	568	227	57	17	40	71	64	29	21	23	2	14	182
保土ヶ谷区	205,610	2.06		4,236		2,201	774	404	32	6	74	77	49	112	27	44	6	18	412
旭区	250,310	0.86		2,151		825	489	273	24	32	58	51	62	3	22	12	55	19	226
磯子区	162,139	2.03		3,289		1,477	654	287	271	136	14	89	57	33	25	19	3	13	211
金沢区	207,795	1.19		2,477		720	450	209	160	342	75	91	59	15	17	96	1	2	240
港北区	332,365	1.54		5,129		1,556	1,227	495	125	35	87	262	94	78	81	101	3	67	918
緑区	177,569	1.34		2,378		874	388	288	231	42	44	45	44	117	15	47	5	18	220
青葉区	306,042	1.08		3,314		1,136	782	202	55	36	16	192	65	45	70	60	4	15	636
都筑区	204,619	1.29		2,641		569	575	295	161	27	66	86	38	128	24	24	6	51	591
戸塚区	273,908	1.17		3,197		1,473	572	281	166	60	127	87	45	95	19	32	5	3	232
栄区	124,612	0.84		1,045		401	247	105	21	7	74	42	28	9	16	4	3	4	84
泉区	155,446	1.65		2,570		1,046	176	139	42	29	746	36	37	6	11	9	137	6	150
瀬谷区	126,298	1.13		1,430		458	206	158	36	34	202	25	36	13	5	27	67	25	138
川崎市	1,431,409	2.17	5	31,125	2	10,349	8,757	3,870	964	541	648	748	539	1,038	297	288	34	203	2,849
川崎区	216,662	5.32		11,529															
幸区	155,002	2.36		3,662															
中原区	219,393	1.66		3,650															
高津区	235,112	1.81		4,263															
多摩区	213,335	1.65		3,519															
宮前区	220,714	1.20		2,648															
麻生区	171,191	1.08		1,854															
相模原市	719,791	1.46	11	10,483	3	3,434	1,996	1,580	337	268	277	282	296	133	71	106	309	54	1,340
緑区	177,143																		
中央区	267,394																		
南区	275,254																		
横須賀市	415,461	1.13	18	4,715	7	792	969	1,234	240	352	109	403	102	12	27	56	11	13	395
平塚市	260,149	1.72	9	4,468	8	710	460	683	921	221	190	57	96	20	13	48	258	10	781
鎌倉市	174,186	0.71	26	1,245	17	237	346	84	12	11	18	150	43	13	60	13		7	251
藤沢市	414,530	1.36	14	5,646	5	989	914	428	709	728	313	198	186	35	73	73	49	211	740
小田原市	197,431	0.95	19	1,866	14	482	363	439	191	55	51	42	48	15	17	20	2	7	134
茅ヶ崎市	236,274	0.64	27	1,511	15	374	337	223	88	29	34	89	41	15	53	30	3	6	189
逗子市	58,334	0.77	23	452	19	55	121	49	6	2	2	86	12	12	21	2	1		83
三浦市	47,695	0.53	30	253	22	65	51	51	12			29	13		4	1	1		26
秦野市	170,085	1.92	7	3,273	9	571	228	133	659	441	325	36	88	14	13	19	92	7	647
厚木市	224,330	2.48	4	5,555	6	1,052	544	545	518	809	777	62	159	169	8	19	92	73	728
大和市	230,305	2.62	3	6,030	4	1,196	973	778	380	907	495	102	188	42	18	36	175	89	651
伊勢原市	101,139	1.42	12	1,437	16	341	113	188	168	80	232	15	24	56	5	9	21	1	184
海老名市	128,122	1.69	10	2,169	13	391	271	203	174	119	155	61	112	207	27	15	10	106	318
座間市	129,525	1.91	8	2,474	11	537	340	386	182	136	120	102	91	30	16	33	17	110	374
南足柄市	43,909	0.79	22	347	20	141	53	42	54	3	3	8	6		3		1	1	32
綾瀬市	83,426	3.52	2	2,937	10	246	182	241	771	252	384	51	186	14	2	23	73	99	413
葉山町	32,876	0.72	25	236	23	22	40	19	3	1		59	8	1	22	3		1	57
寒川町	47,509	1.36	13	648	18	93	56	64	126	52	86	9	24	4	1	32		17	84
大磯町	32,935	0.44	32	145	26	29	30	24	2			18	8		4	2	1		27
二宮町	29,345	0.59	28	173	24	31	19	28	27	24		8	4	6	2				24
中井町	9,944	1.18	17	117	28	13	7	13	33	38		1	2						10
大井町	17,619	0.36	33	64	31	34	9	7	6	2		2	2						2
松田町	11,674	0.55	29	64	30	9	14	15	9	1		3	1			1			11
山北町	11,495	0.50	31	57	32	22	6	12			6	2	9						
開成町	16,411	0.76	24	124	27	33	14	16	38	14		2	2		1	1			3
箱根町	13,528	1.24	15	168	25	41	35	23	28	3	2	7	1	6	4	3		1	14
真鶴町	8,024	0.83	20	67	29	34	11	12	2			3				1			4
湯河原町	26,607	1.24	16	329	21	48	92	62	9	75	2	6	7	4	1	2	1	1	19
愛川町	41,601	5.75	1	2,393	12	144	41	193	692	815	44	5	111	11	1	18	75	18	225
清川村	3,348	0.81	21	27	33	4	1	4	16			1	1						

神奈川県民局くらし文化部国際課調べ

大和市の位置づけ
総人口 8位
外国人比率 3位
外国人人口 4位

中国
韓国・朝鮮
フィリピン
ブラジル
ペルー
ベトナム
米国

4位
4位
5位
9位
2位
4位
7位
タイ
インド
イギリス
インドネシア
カンボジア
スリランカ
その他
4位
7位
11位
7位
4位
7位
7位

人口における外国人登録人口の比率は国が1.63%、神奈川県が1.85%に対して大和市は2.62%で、外国人の比率が高い。人口が横浜市の1/16、川崎市の1/7であることを考えると外国人の絶対数も多い。

災害時のより円滑な外国人住民対応に向けて

ー平成24年 総務省 多文化共生の推進に関する研究会 報告書概要ー

現状と課題

ー東日本大震災等の
外国人住民への対応の検証からー

①外国人住民の情報把握に課題

災害時の外国人住民対応に際して、必要となる外国人住民の情報など実態の把握が不十分

②多文化共生を担う人材の育成・活用に課題

災害時の多言語対応を含め、平常時から多文化共生の役割を担う、専門的な人材の育成や外国人キーパーソンの活用等が不十分

③地域内での連携に課題

地域国際化協会やNPOなど地域内の様々な主体との間で、災害時の外国人住民対応にかかる連携が不十分

④県域及びさらに広域での連携に課題

市区町村において、単独で災害時にきめ細かい外国人住民対応を行うことには限界があるが、その支援体制は確立されていない。

大規模災害を考えると、都道府県域を超える広域的な連携が不十分

⑤情報の多言語化体制等に課題

制度的情報や専門情報の多言語化、少数言語への翻訳などが困難。
わかりやすい日本語の利用も不十分

⑥情報の確実な伝達に課題

情報を多言語化して発信・提供しても、その情報を必要とするエンドユーザまで、必ず届いているとは限らない

⑦平常時からの外国人住民の地域へのかかわりに課題

外国人住民の平常時からの地域活動等の参画や災害に対する理解が不十分

提言

1 外国人住民の実態把握

- ▶ 市区町村等が、外国人住民の地域での居住状況等について、外国人コミュニティや関係団体とのネットワークを活用し、日頃からその把握に努めることが不可欠

2 中核的な人材育成と活用

○ 専門的な人材育成と活用

- ▶ 地域における多文化共生を支える専門的な人材やボランティアの育成、確保をさらに進めるとともに、地域間での派遣、融通を検討することが重要

○ とともに活動する外国人住民

- ▶ 支援する側としての外国人住民の潜在的対応力を引き出すことが大切であり、そのためには、とくに外国人コミュニティのキーパーソンとの継続的関係をもつ取組が大切
- ▶ また、地域の大学等との連携による支援活動等への留学生の参加も有効



3 関係者間の連携

○ 市区町村における外国人住民、関係団体との連携強化

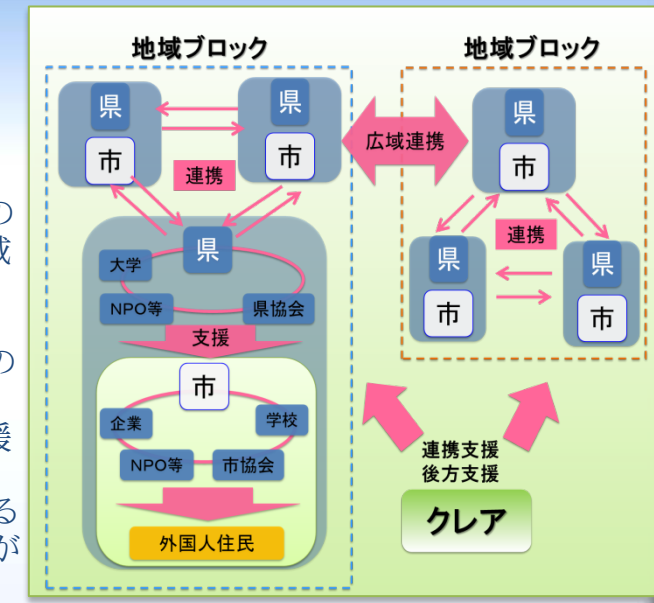
- ▶ 外国人住民との総合的窓口機能を担う市区町村は、様々な分野の中間的支援組織（地域国際化協会、社会福祉関係機関、NPO等）と多角的に連携し、災害時の外国人住民対応に備えることが必要
- ▶ 自治体内においては、平常時より国際担当部局と防災担当部局の連携を図ることが必要

○ 都道府県における関係団体との連携強化による市区町村支援

- ▶ 都道府県として、市区町村の取組実態を把握・分析し、必要に応じて周知啓発を図りつつ、市区町村への支援を促進することが必要
- ▶ 専門的な人材の育成、人的相互援助や災害情報等の翻訳・通訳事務など、小規模市区町村では対応困難な事務については、都道府県が関係団体との連携等により、支援体制を確保することが必要

○ 都道府県域を超える連携の取組推進

- ▶ 災害時の人的相互支援などについて地域国際化協会を活用し、まずは地域ブロック内での連携を図り、大規模災害に備え、さらに広域的にブロック間での連携を推進することが重要
- ▶ 自治体国際化協会においては、全国の地域国際化協会に対し、災害時に各地域に設置される災害多言語支援センターの立ち上げ運営等への後方支援のほか、ブロック間広域連携協定のテンプレートの提供等により支援を行うことが必要
- ▶ また、災害時の自治体等の活動を支援するため、災害多言語支援センターの設置運営ガイドラインや避難所等で用いる支援ツールなどを引き続き整備することが必要



4 多言語情報提供の充実とわかりやすい日本語の活用

- ▶ ボランティアに加え、地域の大学等の専門家をコアにした翻訳・通訳の体制を確保することが必要
- ▶ 災害時の多言語対応の限界を踏まえ、外国人住民への情報発信についても、多くの外国人住民が理解する「わかりやすい日本語」を活用していくことが有効
- ▶ また、外国人住民に伝わる情報伝達手法として外国人コミュニティ等への電話・訪問等による情報提供や外国人住民に認知されている媒体の活用が有効
- ▶ 国の災害関連情報も、国の責任で速やかに多言語提供できる仕組みを検討することが必要

5 日常的な取組の重要性

- ▶ 外国人住民が災害時に適切な対応を自らとれるよう、外国人住民の防災学習への支援をきめ細かく行うことで啓発を図ることが必要
- ▶ また、防災訓練への外国人住民の参加を促し、外国人住民を想定した避難所の運営や災害多言語支援センターの設置を含めたより実践的な防災訓練の実施が極めて重要



さらなる充実・連携の必要

地域の災害時の対応と災害に備えた取り組み

<参考>

仙台国際交流協会「東日本大震災時における 仙台市災害多言語支援センターの取り組み」



財団法人仙台国際交流協会では平成23年3月11日の東日本大震災発生以降、仙台市が仙台国際センター内に設置した仙台市災害多言語支援センターを運営し、外国人留学生を含む市民ボランティアや関係機関からの協力を得て、多言語による情報発信と電話での相談対応、避難所の巡回、大使館やメディアへの対応などの活動を行った。

発災3日目に電気が復旧するまでは、暖房もなく、使えるパソコンも少ない状況で、初めの6日間は24時間活動していた。

情報発信は主に仙台市、他関係機関や地元の新聞から出てくる情報を翻訳してインターネット、ラジオ、避難所巡回の中で発信していった。仙台市における災害多言語支援センターの役割があらかじめ決まっていたので、毎日ファックスで送られてくる対策本部の情報から、外国人被災者に必要な情報を選択して翻訳していった。

情報の翻訳については、当日使う情報などは自らが行き、量の多いものや時間がかかっても正確性が問われる情報などについては大学やNPOなど遠隔地の様々な団体に、翻訳作業を分散させて協力を求めた。また、クreaの協力のもと他の国際交流協会などから職員の派遣を受け、通訳が不足している言語の通訳や、増大した事務の処理の支援を受けた。

東京外国語大学「東日本大震災時の災害情報支援活動」



東京外国語大学では、外国語大学ならではの社会貢献を行うため、教職員や大学院生等の言語ボランティアの活動を推進し、登録してもらっている。また、多言語・多文化社会専門人材養成講座を開講し、自治体や国際交流協会等の職員などを対象とした多文化社会コーディネータおよび外国人相談活動等の経験者を対象としたコミュニティ通訳者の養成を行っている。

東日本大震災発生時には、即日翻訳チームを立ち上げ、災害情報の翻訳を行い22言語による「多言語災害情報支援サイト」を立ち上げた。言語ボランティアやコミュニティ通訳に加え、海外に居住している東京外大OB、OG、ネイティブの参加により正確性と迅速性を確保した。

当初は仙台市の災害情報、その後に放射線被曝に関する基礎知識、入国管理局から出されるお知らせの翻訳、日弁連の電話法律相談チラシの翻訳およびトリオフォンによる通訳を行った。また、海外居住者がインターネットを活用して参加することにより、計画停電などで日本において作業が滞る時にも海外で翻訳を進めてもらうなど役割分担ができた。

「東北地方太平洋沖地震多言語支援センターの取り組み」



阪神・淡路大震災、新潟県中越・中越沖地震での活動経験から、NPO法人多文化共生マネージャー全国協議会が、東日本大震災発生時には即日「東北地方太平洋沖地震多言語支援センター」を被災地外の全国市町村国際文化研修所に設置。

災害関連情報の発信については、WEBサイト等を通じて日本語と外国語9言語により行ったところ、47,072件のアクセスがあった。電話による相談では、多言語ホットラインという、日本語と外国語5言語での対応を行い、放射能や支援希望などについて133件の相談があった。また、茨城県や宮城県といった被災地の国際交流協会等へ災害多言語支援センターの立ち上げ支援等のスタッフ派遣を行った。これらの活動は平成23年3月11日から4月30日まで続けられ、運営スタッフは延べ456人に上った。

「中国・四国ブロックで行われた実践的防災訓練」

クreaの多文化共生担い手連携事業として、全国を数ブロックに分けて教育や災害支援等のテーマを設定し、会議等を開催している。

平成23年度は7ブロック中5ブロックで災害関係のテーマが扱われ、東日本大震災時の取り組みを振り返る事例発表が行われたほか、中国・四国ブロックでは外国人住民を含めることを想定した避難所づくり、災害多言語支援センター設置・運営訓練やその一環としての避難所巡回など、外国人住民も参加しての実践的な防災訓練が行われた。自治体、地域国際化協会やNPO・国際交流団体の職員などが参加し、一般住民も参加しての災害時外国人サポーター育成にも活用された。

静岡県「地震防災ガイドブック「やさしい日本語」版」

静岡県においては、東日本大震災においては多言語での情報を発信したものの、実際直接被災したときに同様の対応をするのは困難ではないかとの懸念があった。また、防災訓練に参加する外国人が少なく、災害に対する備えを外国人住民の間に浸透させることを課題と認識していた。

そこで、日本語を学ぶ外国人に着目し、日本語を学びながら防災知識を習得できる「地震防災ガイドブック「やさしい日本語」版」を作成した。

これは地震の前に準備しておくべきことや、地震が起きた時にとるべき対応などを、分かりやすい日本語で簡潔にまとめたものである。

日本語教室での教材として活用するほか、自治体や自主防災組織に配布し、日本人による活用も期待している。

大泉町「文化の通訳事業、外国人ボランティアチームによる被災地支援・防災を軸とした協働のまちづくり」



東日本大震災では、ブラジル人コミュニティの中から被災地支援の声が上がり、救援物資や義援金の協力のほか、東北への炊き出し支援事業にも積極的な参加があった。それらの機運の高まりを一過性のものにならないため、大泉町では日頃から情報交換をして、行政と顔の見える関係を築いているブラジル人を中心にボランティアチームを結成、町が活動支援を行っている。

「多文化共生推進人材の育成と活用」

平成18年3月に「多文化共生推進プラン」が総務省より発表されたことを受け、地域で多文化共生を体系的にマネジメントできる人材を育成することを目的として、同年5月より、全国の地方自治体、地域国際化協会・国際交流協会、国際関連NPO等の職員を対象に、クreaとJIAMが共催で多文化共生に関する専門家を養成する講座を開講。講座の修了生をクreaが「多文化共生マネージャー」として認定している。多文化共生マネージャーは外国人住民に関わる諸制度や諸課題について理解し、関係機関・部局等とのコーディネート及び企画・立案を行うことが期待される。災害時には培ったネットワークを生かした外国人住民支援などが期待されており、東日本大震災の際には各地の多文化共生マネージャーが各種支援活動に従事した。

また、多文化共生マネージャーの修了者を対象とした、「スキルアップ講座」が行われており、多文化共生を取り巻く最新事情の共有や各マネージャーの実践事例発表や各地域の課題等についての意見交換等が行われ、個々のスキルアップも図られている。

さらに、クreaにおいては、多文化共生や国際協力分野で専門的な知識や経験を有する有識者などを「地域国際化推進アドバイザー」として登録し、国際化協会などの要望に応じ、多文化共生または国際協力推進のための研修会や講演会などへ派遣している。具体的には災害時に外国人支援を行う人材の養成講座における講演に加え、避難所宿泊訓練の中で、避難所巡回の際の外国人避難者に対する情報提供やニーズ把握の方法等を指導等をしている。

・JIAM及びJAMPと共催する専門的研修
<http://www.clair.or.jp/j/multiculture/jiam/index.html>
・多文化共生施策担い手連携推進事業
<http://www.clair.or.jp/j/multiculture/sokushin/ninaite.html>
・地域国際化推進アドバイザーの派遣
<http://www.clair.or.jp/j/multiculture/sokushin/advisor.html>
・災害時多言語支援センター設置運営マニュアル
<http://www.clair.or.jp/j/multiculture/tagengo/sagai.html>
・多言語情報の提供
<http://www.clair.or.jp/j/multiculture/renkei/tagengo.html>
・外国人住民災害支援情報
<http://www.clair.or.jp/tabunka/shinsai/>
など

■本報告書の内容全般に関する問い合わせ先：
総務省自治行政局国際室
(Tel：03-5253-5527
E-mail：soumujichi@ml.soumu.go.jp)

■本報告書の地方自治体における実施・取組にあたっての相談・問い合わせ先：
(財)自治体国際化協会 多文化共生部
多文化共生課
(Tel：03-5213-1725
E-mail：tabunka@clair.or.jp)

生活に役立つ日本語の読み書きを学ぶ「つま読み書きの部屋」各回学習テーマ

平成22年度

前期

- 1 問診票（内科）を読み、記入する
- 2 日本の地理を知る
- 3 自治会等のお知らせを読む
- 4 耳の聞こえない人のことを知る
- 5 地震のときの対策を学ぶ

中期

- 1 問診票（薬局）を読み、記入する
- 2 料理レシピ クッキーの作り方を読む
- 3 給与明細を知る
- 4 日本の地理を知る
- 5 年賀状の書き方を知る

後期

- 1 歯科問診表：語彙・意味の読み取り。住所・氏名を記入する
- 2 断水のお知らせ：語彙・意味の読み取り。聞きとった情報をもとに、「お知らせ」を書く。
- 3 不動産広告：語彙・意味の読み取り。

平成23年度

前期

- 1 地震対策を知る
- 2 催し物のお知らせを読む
- 3 断りの手紙を読む
- 4 招待状を読み、返事を出す
- 5 商品情報を読む

中期

- 1 緊急マニュアルを読む
- 2 学校からのお知らせを読む
- 3 お礼状の文型を理解する
- 4 履歴書のサンプルを読み理解する

5 年賀状の書き方を知る

後期

- 1 ゴミの分別を体験する
- 2 催し物のお知らせを読む
- 3 学校（PTA）からのお知らせを読む

平成24年度

前期

- 1 学校からのお知らせを読む。欠席の場合、委任状に記入する
- 2 不在連絡通知を読む。郵便・宅配便の再配達を依頼する
- 3 求人広告を読む。電話をして、面接のアポイントをとる
- 4 AEDの使い方を学ぶ
- 5 アンケートに答える

中期

- 1 交通安全（自転車）教室のお知らせを読む
- 2 交通安全（自転車）教室
- 3 （未定）
- 4 災害に備える
- 5 年賀状を書く

日本に在留する外国人の皆さんへ

2012年7月 入管法が変わります

新たな在留管理制度がスタート!

平成 21 年 (2009 年) 7 月 15 日、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法の一部を改正する等の法律」が公布され、新たな在留管理制度が平成 24 年 (2012 年) 7 月 10 日から導入されることになりました。(注) 施行日は政令で定められます。

新たな在留管理制度はどういう制度なの?

新たな在留管理制度は、法務大臣が外国人の方の在留管理に必要な情報を継続的に把握するために導入される制度で、そのことによって適法に在留する外国人の方の利便性も更に向上するものです。具体的には、我が国に中長期間にわたり適法に在留する外国人の方に在留カードが交付されることとなります。また、勤め先が変わるなどした場合、届出を行っていただくことが、必要になります。一方、在留期間の上限をこれまでの3年から最長5年とすることや、1年以内に再入国する場合の再入国許可手続を原則として不要とするのみなし再入国許可制度の導入なども行われます。

なお、新たな在留管理制度の導入に伴って外国人登録制度は廃止されることとなります。

ポイント1 「在留カード」が交付されます

ポイント2 在留期間が最長5年になります

ポイント3 みなし再入国許可制度が導入されます

ポイント4 外国人登録制度が廃止されます



法務省入国管理局 http://www.immi-moj.go.jp/new/immiaact_1

ポイント2 在留期間が最長5年になります

在留期間の上限が「3年」の在留資格については、在留期間が「5年」となります。

例えば、日本人と結婚して「日本人の配偶者等」の在留資格で在留している方は、現在のところの在留期間は「1年」又は「3年」ですが、新たな在留管理制度の導入後は最長の在留期間として「5年」が加わります。

ポイント3 みなし再入国許可制度が導入されます

有効な旅券及び在留カードを所持する外国人の方が、出国後1年以内（注）に再入国する場合、原則として再入国許可を受ける必要がなくなります。

※みなし再入国許可により出国した方は、その有効期間を海外で延長することはできません。

出国後1年以内（注）に再入国しないといと在留資格が失われることとなりますので、注意してください。

（注）在留期間が出国後1年未満の場合は、その在留期限までに再入国してください。

これまでどおり再入国許可を受けて出国する場合、再入国許可の有効期間の上限が「3年」から「5年」に延長されます。

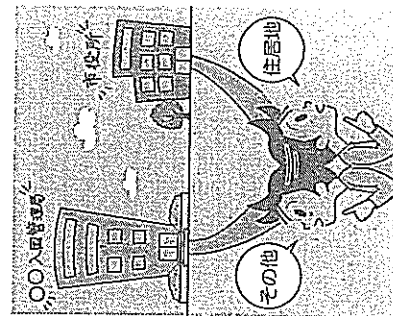
ポイント4 外国人登録制度が廃止されます

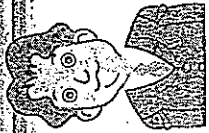
新たな在留管理制度の導入により、外国人登録制度は廃止されます。

これに伴い、各種届出の方法が変更になります。住所地を新たに定めたときや変更したときは、今までもどおり市区町村に届け出てください。氏名、生年月日、性別、国籍・地域を変更したときは、最寄りの地方入国管理官署へ届け出てください。

また、「技術」等の就労資格や「留学」等の学び資格の方は所属機関が変更になったときに、「日本人の配偶者等」や「家族滞在」等の在留資格の方は配偶者と離婚又は死別したときに、地方入国管理官署への届出が必要です。

なお、中長期在留者の方の「外国人登録証明書」については、新たな在留管理制度の導入後、一定の期間「在留カード」とみなされますので、在留カードが交付されるまで引き続き所持し続けてください。





現在日本に在留している外国人は、何か手続きをしないといけないのでしょうか？

一定の条件を満たす外国人については原則手続きの必要はなく、外国人登録原簿に基づき住民票を作成しますので、外国人登録の手続きは正確に行ってください。

新規に入国した外国人は、どのような手続きが必要になりますか？

住所を定めた後、新住所の市町村へ入国の際空港などで交付された在留カードなどを持参し、転入の届出をしていただくことになります。
なお、同一世帯内の世帯主が外国人住民である場合は、本人と世帯主との続柄を証する公的な文書が必要となりますので、ご注意ください。

日本で出生した外国人は、どのような手続きが必要になりますか？

外国人が日本で出生した場合には、14日以内に出生届を提出する必要があります。新制度では出生届が提出されると、住所地の市町村において「出生による経過滞在者」として住民票が作成されます。なお、経過滞在期間の60日を超えて日本に在留する場合には、出生から30日以内に地方入国管理局において在留資格の取得を申請する必要があります。

新しい制度では、引越越しをした時には外国人も転出の届出が必要になるって本当ですか？

新制度では日本人と同様に、外国人住民も転出地の市町村に転出届をして転出証明書の交付を受けた後、転入先の市町村で転出証明書を添えて転入届をすることになります。

外国人の夫(妻)と日本で生活しています。現在、私の住民票上の世帯主は私自身(本人)となっていますが、新しい制度では、世帯主を夫(妻)にすることは可能ですか？

可能です。新制度では外国人住民にも住民票が作成され、日本人と外国人住民の住民票が世帯ごとに編成されるため、外国人住民を世帯主とすることも可能になります。

外国人住民も住基カードは作れますか？

作ることができます。
ただし、外国人住民が住基ネットに加わるのは施行日からさらに1年以内の予定ですので、住基カードを作ることができるようになるのもそれ以後になります。

外国人の方へ!!

外国人住民にも、日本人と同じく「住民基本台帳法」が適用されます。

外国人住民の住民基本台帳制度

がスタートします!!

2012年7月施行予定

《外国人登録法は廃止になります》



こうえきざいだんほうじんやまとしこくさいかきょうかいつうやく 公益財団法人大和市国際化協会 通訳サービスのご案内

外国人市民の皆さんからの、生活全般に関するご質問やお問い合わせに通訳員が情報の提供を行っています。
市役所での手続きや、市立病院での診察の際に同行し通訳することもできます。

サービスは無料ですので、お気軽に直接通訳員窓口まで、またはお電話でお問い合わせください。

ばんご 言語	ようび 曜日	たいおうじかん 対応時間	ばしょ 場所	でんわばんごう 電話番号
スペイン語 Español	かようび きんようび 火曜日・金曜日 Martes y Viernes	9:00—12:00 13:00—17:00	やまとしやくしょ かい 大和市役所 2 階 Municipalidad de Yamato 2° piso こうえきざいだんほうじんやまとしこくさい かきょうかい 公益財団法人大和市国際化協会 Asociación Internacional de Yamato	046-263-8305
ベトナム語 Tiếng Việt	すいようび 水曜日 Thứ tư	9:00—12:00	こうえきざいだんほうじんやまとしこくさい かきょうかい 公益財団法人大和市国際化協会 Hiệp hội Quốc tế hóa T/phố Yamato Phần lớn thời gian sẽ trực tại bệnh viện để giúp quý vị khám chữa bệnh	おもに市立病院での 診察に付き添います
中国語 中国語	だいい もくようび 第1・3・5木曜日 第一, 三, 五 星期四	13:00—16:00	こうえきざいだんほうじんやまとしこくさい かきょうかい 公益財団法人大和市国際化協会 Hiệp hội Quốc tế hóa T/phố Yamato Quý vị muốn tư vấn bàn thảo, làm thủ tục tại Tòa thị chánh hãy đến vào thời gian này	046-260-5126 または 046-263-1261 (通訳専用)
タガログ語 Tagalog	だいい もくようび 第2・4木曜日 Ika-2,4 Huwebes ng Buwan	9:00—12:00	こうえきざいだんほうじんやまとしこくさい かきょうかい 公益財団法人大和市国際化協会 公益財団法人大和市国際化協会 Asosasyon ng Internasyonal sa Yamato Yamato International Association	相談・市役所での 手続きなどではでき るだけこの時間帯 にお越しください
英語 English	げつようび きんようび 月曜日から金曜日 Monday thru Friday	9:00—12:00 13:00—17:00		

大和支店
料金後納
郵便

郵便区内特別

がん検診無料クーポン券

Cancer screening free coupon

Cupón gratuito de Examen de detección del cancer

癌症免费检查券

Phiếu coupon miễn phí khám kiểm tra ung thư

クーポンรับการตรวจโรคมะเร็งฟรี

암 검진 무료쿠폰권

Cupom gratuito para Exames de Câncer

Libreng kupon sa kanser screening

ບັດຄູ່ປິ່ງກວດໂຮກມະເຮັງໄດ້ລ້າງເບີ

ບັດຄູ່(ກູບຸ່ນ)ສໍາຄັນກວດຖອກຢູ່ພາກພື້ນສະຫວັນນະເທດ

〒242-8601

大和市鶴間一丁目31番7号

(保健福祉センター内)

大和市 健康づくり推進課

問い合わせ先 046(260)5662

2期ジフテリア破傷風予防接種関係書類

Diphtheria & Tetanus

Difteria & Tétanos

2期白喉・破傷風

Dipterya, at Tetano



大和市 健康づくり推進課

〒242-8601 神奈川県大和市鶴間一丁目31番7号 (保健福祉センター内)



大和支店
料金後納
郵便

郵便区内特別

コンビニエンス・ストアでも 納付できます!

これまでどおり金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局での窓口納付もできますので、あわせてご利用ください。
バーコードのない納付書は、コンビニエンス・ストアではお取り扱いできませんのでご注意ください。

大和市役所 保険年金課

National Health Insurance and
National Pension Section

Sección del Seguro de Salud y Pensión Nacional

〒242-8601 神奈川県大和市下鶴間一丁目1番1号
(小田急線鶴間駅下車)

電話 046(260)5114

国民健康保険税納税通知書等在中

National Health Insurance Tax Notice Enclosed
Incluida la Carta de Aviso de Pago del Impuesto
del Seguro Nacional de Salud

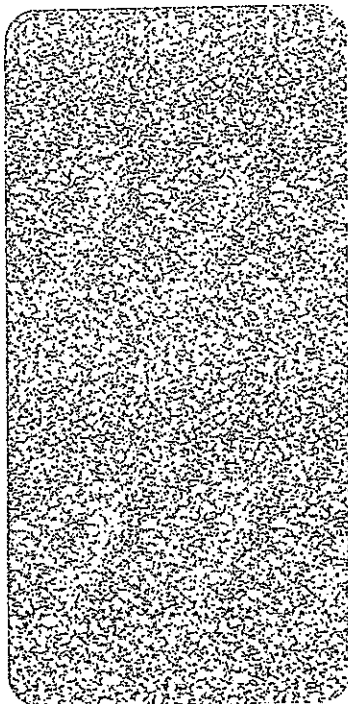
市税の納付は、市税課の窓口または指定の金融機関で行ってください。

Please ensure that you make payment for the municipal/prefectural tax before the required due date.

Payment can be made at any bank or any of the places listed below.

Pague el impuesto municipal, etc. antes de la fecha.

El pago deberá efectuarse en uno de los Bancos citados en el listado abajo.



市民税・県民税関係通知書在中

Municipal/Prefectural Tax Notice and Other relevant documents Enclosed

Incluido el Aviso de los Impuestos Municipal/Provincial y otros

大和市役所 市民税課

〒242-8601

神奈川県大和市下鶴間一丁目1番1号 (小田急線鶴間駅下車)

電話 (直通) 046 (260) 5232～4

この封筒は、窓を切り取らずに、大和市の資源分別回収に出すことができます。
再生紙を一部使用しています。